

小学就学相談「確認票」

就学相談の申込みにあたり、下記についてご確認願います。

記

I. 提出書類

	書類名	備考
①	小学就学相談票	・保護者をご記入ください。
②	小学就学相談「確認票」(本票)	・初回面談(初期ガイダンス)の際にご提出ください。
③	行動観察記録	在籍の幼稚園・保育園・施設等にご依頼ください。※行動観察時に相談員がコピーを受け取ります。原本は保護者が受け取り、保管してください。
④	医師診察記録	発達面を診てくださる医療機関にて「医師診察記録」の作成をご依頼ください。医療機関を未受診の場合は、特別支援教育マネジメントチームまでご相談ください。
⑤	発達検査・知能検査の結果	半年以内に実施された検査結果の所見をご提出ください。医療機関等で実施されていない場合は、特別支援教育マネジメントチームまでご相談ください。

II. 確認事項(ご了解いただける場合「了解」欄に○をご記入ください)

	確認事項	了解
①	担当相談員がお子さんの幼稚園・保育所等に伺います。行動観察と担任の先生から日頃の様子を伺い、「行動観察記録」のコピーを受け取ります。	
②	保護者の了解をいただき、教育センターから、お子さんの関係機関(医療機関・相談機関等)に就学相談のための情報提供をお願いする場合があります。	
③	就学相談の中で、教育委員会からお知らせ等を郵送する場合は、お子さんの住民票上の世帯主様宛にお送りしています。郵送先にご希望がある場合は、担当相談員へお知らせください。	
④	就学相談の中で、発達検査や知能検査を実施する場合があります。検査当日のお子さんの様子によっては、予定していた検査を変更したり別日の実施となる場合もあります。	
⑤	「行動観察会」にご参加ください。「行動観察会」では、お子さんは学習課題や運動課題を行います。	
⑥	就学支援委員会(特別支援教室判定会を含む)の審議結果が、保護者のご希望と異なる場合があります。その場合、相談員との面談等、相談の継続をご案内することがあります。	
⑦	就学支援委員会の審議結果と異なる学級に就学した場合、就学後に「フォローアップ相談」をご案内することがあります。	
⑧	就学相談の中で「通常の学級への就学を希望する」と保護者の意向が固まった場合、就学相談は取り下げ(相談の終了)となります。但し、身体的理由等により通常の学級における特別な配慮を希望される場合については、相談を継続して行います。	
⑨	就学支援委員会(特別支援教室判定会を含む)の審議後、就学先が決定したお子さんは、提出いただいた資料等を「就学支援ファイル」とし、就学先に情報提供します。「就学支援ファイル」の内容は、保護者にご確認いただいた後に就学先へ提供しています。※但し上記⑧に該当し就学相談を取り下げた場合、「就学支援ファイル」の就学先への提供は行いません。	

提出書類及び就学相談の中で得られた個人情報は、お子さんの就学や就学後の教育内容・方法の充実に図るために利用します。その他の目的には使用しません。就学先へ提供した「就学支援ファイル」は、当市個人情報保護条例の規定に基づき処理いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

お子さんの氏名 _____